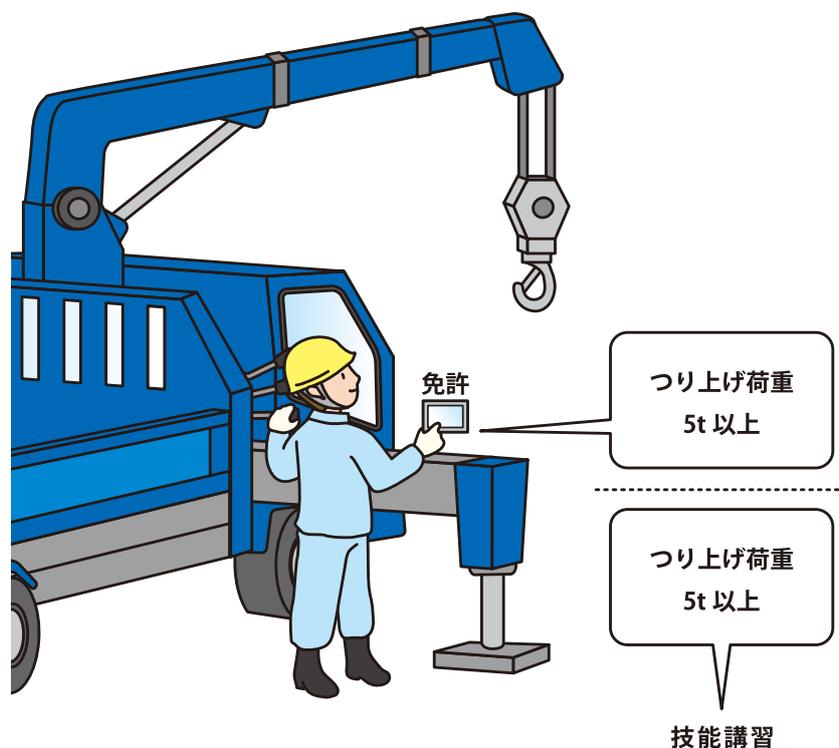


『左官業務及び内装仕上げ業務』 安全衛生のポイント

機械、工具等作業での注意すること

(1) 移動式クレーンの運転資格

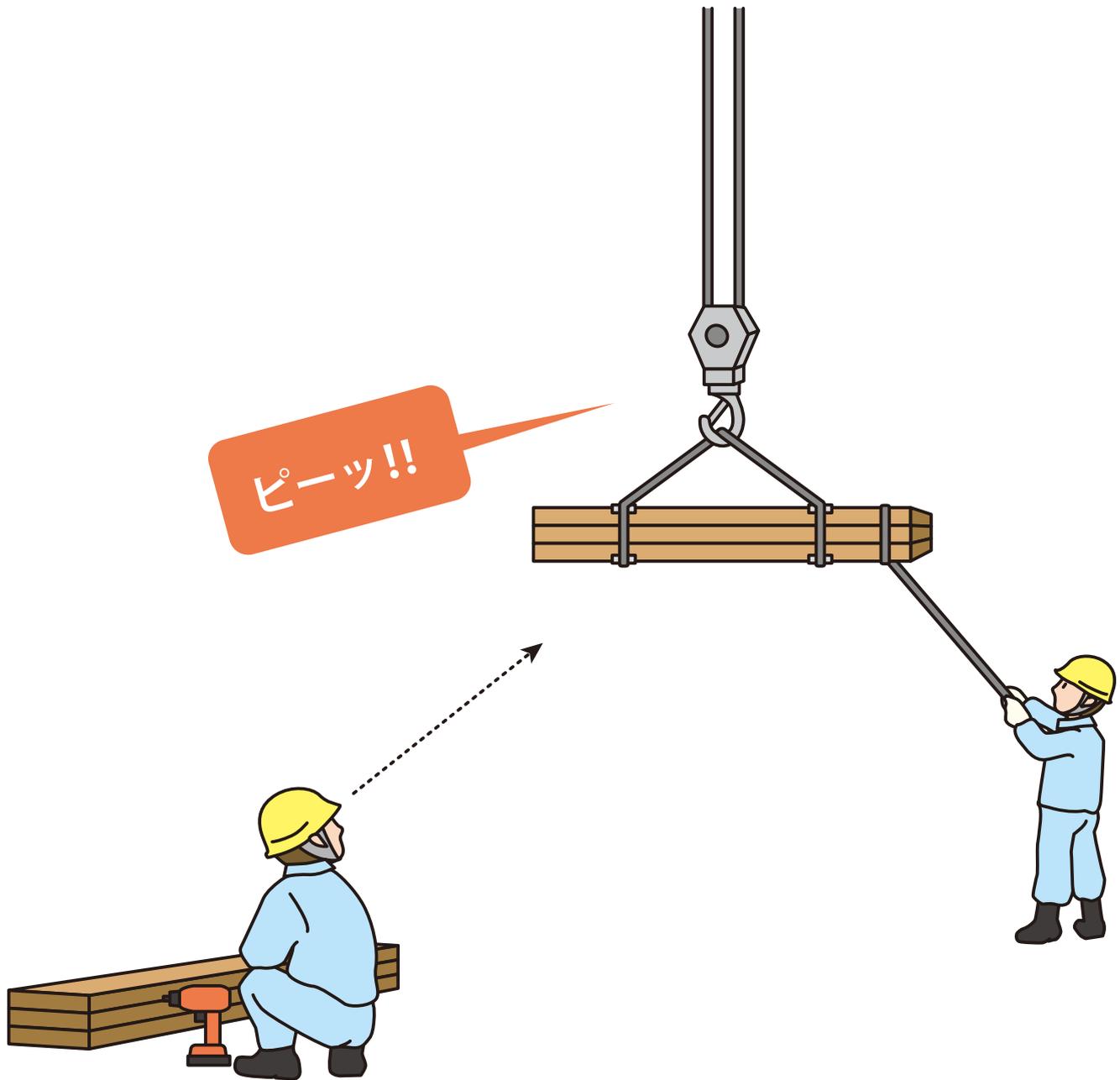


移動式クレーンは運転資格を持った人しか操作できません！

移動式クレーンによる作業では、クレーンのつり上げ荷重に見合う資格かどうか確認しましょう。

	免許	技能講習	特別教育
つり上げ荷重が 5t 以上の移動式クレーンの運転の業務	○		
つり上げ荷重が 1t 以上 5t 未満の移動式クレーンの運転の業務	○	○	
つり上げ荷重が 1t 未満の移動式クレーンの運転の業務	○	○	○

(2) クレーン作業中、つり荷の下は立入禁止！



守るべきこと

- ①材料が頭上を通る場合には、作業の手を止め、材料の位置を確認しましょう。
- ②声掛け、ホイッスル、サイレン等で、つり荷の下の人払いを徹底しましょう。
- ③立入禁止区域を作り、立ち入らせないようにしましょう。

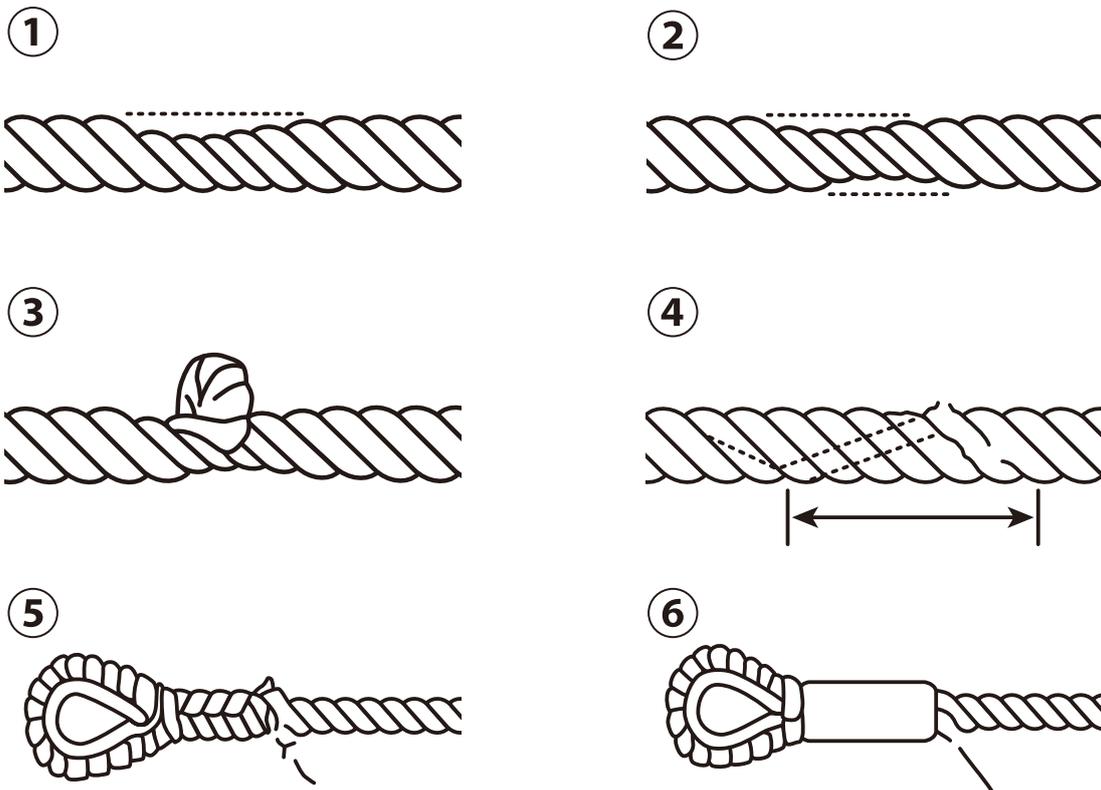
(3) 玉掛け作業は有資格者が行う



守るべきこと

- ①玉掛け作業は、原則として技能講習修了者が作業をします。
- ②玉掛け作業中は、常に資格証を携帯しましょう。

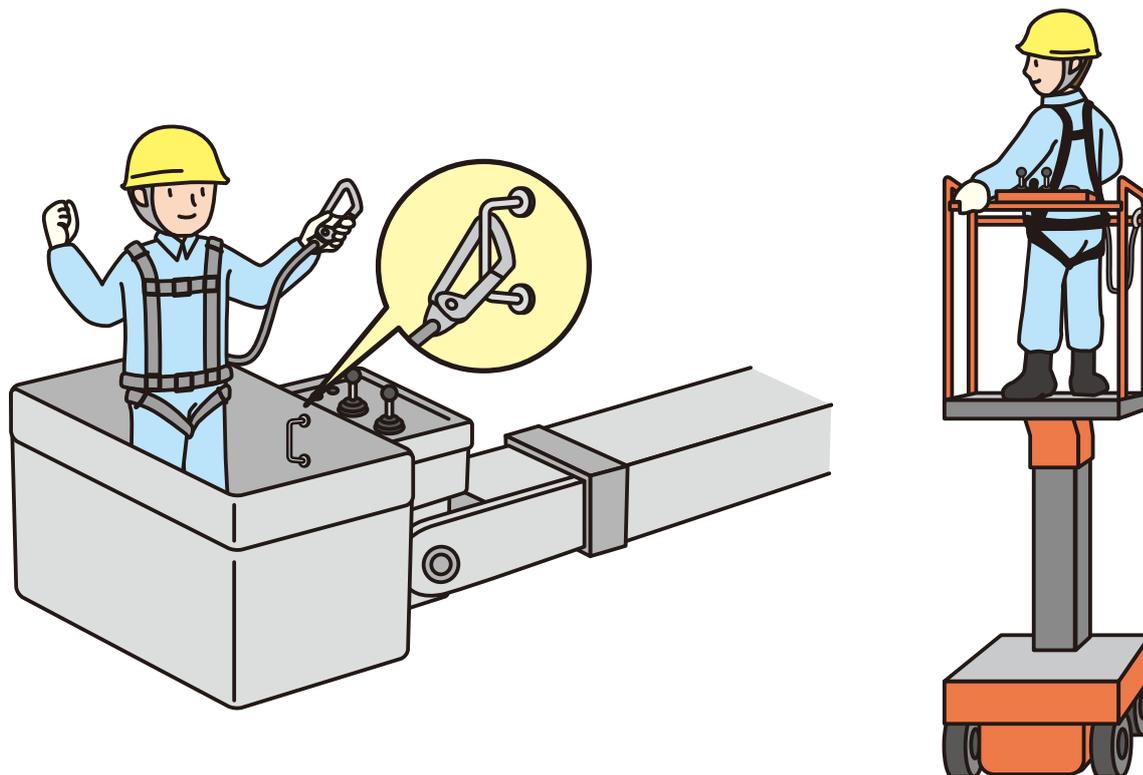
(4) こんなワイヤロープ等の使用禁止



■ 次のようなワイヤロープは使用禁止です。

- ①いちじるしく押しつぶされたもの。
- ②直系の減少が公称径の7%をこえたもの。
- ③キンクしたもの。
- ④1よりの間で素線の10%以上切れたもの。
- ⑤アイスプライスあみ込み部のほぐれているもの
- ⑥圧縮止めのつけ根の部分のワイヤロープ等の痛んでいるもの。

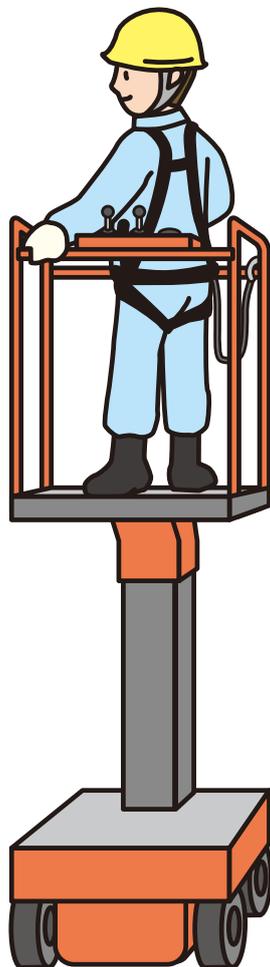
(5) 高所作業車の使用時における注意点



守るべきこと

- ①床面の段差を確認し、走行時は作業床を最下部まで下げます。
- ②墜落制止用器具（安全帯）を使用しましょう。

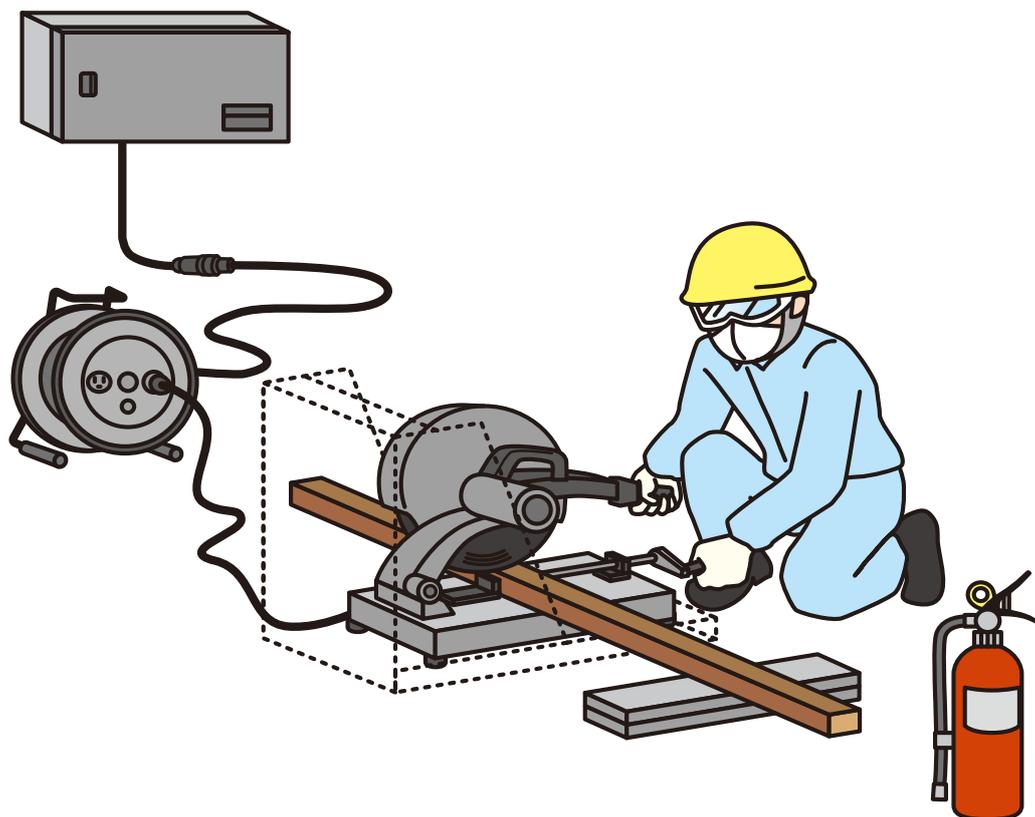
(6) 高所作業車では無理な姿勢で作業しない！



守るべきこと

- ①高所作業車で作業するときは、無理な姿勢での作業はしないようにしましょう。
- ②操作レバーの位置をしっかりと確認し、触れないよう注意しましょう。

(7) 研削といしの試運転と特別教育



守るべきこと

- ① 研削といしの取替え、取替え時の試運転の業務は、安全衛生特別教育を受けた者が行います。
- ② 研削といしについては、必ず試運転をしましょう。
 - i 作業を開始する前には1分間以上
 - ii 研削といしを取り替えたときには3分間以上
- ③ といしに表示されている「最高使用周速度」、「寸法」などが機械にあることを確認しましょう。
- ④ 軍手は使用禁止です。

(8) ディスクグラインダ使用時は保護具を着用しましょう!



守るべきこと

- ①保護メガネを使用しましょう。
- ②粉じんの多い作業では、防じんマスクを使用しましょう。
- ③騒音の多い作業では、耳栓などの防音保護具を着用しましょう。